

(別添)

玄関帳場等の設置がない旅館・ホテル及び簡易宿所の許可検討用チェックシート

<共通>

・申請者又は代理人の日本国内連絡先は明確か。 はい いいえ

・営業施設は外観や看板等から旅館業施設であることが明確か。 はい いいえ

注) 既存の住宅等を活用する場合、宿泊者や周辺住民に分かりやすいよう、看板等を整備することが望ましい。ただし、「いいえ」であっても許可することはできる。

・営業施設の延べ面積は200平方メートルを超えるか。
⇒超える：建築基準法の用途変更申請は済んでいるか。 はい いいえ
(いいえの場合の申請予定：)

⇒超えない：申請者は次の2点を理解しているか。 はい いいえ
・営業施設を建築基準法の旅館業の基準に適合させなければならない。
・共同住宅の一部を使用する場合、建物全体の容積率計算が変わる。

・営業施設の所有者が申請者以外の場合、旅館業を営むことは賃貸借契約又は管理契約に違反していないか。 違反しない 違反となる

⇒違反しないことの確認手段

[契約書写し、管理規約写し、貸主の同意書 その他 ()]

・同一建物内に営業者、従業員又はその委託を受けた者(以下「管理者」という。)が常時待機するか。 する(1へ) しない(2へ)

<管理者の待機場所別>

1. 同一建物内に管理者が常時待機するが、待機する部屋が玄関に附設していない場合
玄関帳場等を設置しない場合の取扱いについて（平成30年7月20日生衛第422号。
以下「通知」という。）2（1）関係

①緊急時の客から管理者への連絡

- ・管理者の待機部屋への連絡手段はあるか。 はい いいえ
（具体的手段：例 内線電話設備あり）

②管理者の緊急対応

- ・管理者の待機部屋から客室へはすぐ駆けつけられるか。 はい いいえ
（いいえの場合のその理由：例 夜間は通路の一部を閉鎖しており、解除に時間がかかる）

③宿泊者の安全確保

- ・客室内に管理者の待機部屋への連絡方法が明示されているか。 はい いいえ
（具体的内容：例 従業員の待機部屋の内線番号が表示されている）

④関係者による状況把握

- ・消防法令適合通知書はあるか。 はい いいえ
（いいえの場合の代替手段：）

- ・主要用途をホテル・旅館とする検査済証（建築基準法）はあるか。 はい いいえ

- ・営業施設の延べ面積が200平方メートルを超えず、かつ、上記の検査済証がない場合、
建築基準法上「ホテル・旅館」の基準に適合させることが必要であることを理解し、建
築士等に相談したか。また、相談記録を残したか。 はい いいえ

- ・どのような用途の検査済証もない場合、指定確認検査機関に相談したか。また、相談記
録を残したか。 はい いいえ

※「既存建築物の現況調査ガイドライン」（旧「検査済証のない建築物に係る指定確認検査
機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」）

国土交通省が、既存建築ストックの有効活用を図るために策定・公表したガイドライ
ン。改修をしようとする既存建築物について、建築士が行う現況調査の手順・方法を
解説したガイドライン。本ガイドラインに沿って調査を行ったとしても、その結果に法
的な効力はない。また、費用は一般的に、通常の建築確認よりも高額となる。

- ・必要に応じて保健所が消防、防犯、建築等の関係機関に、当該施設についての情報提供
を行うことを了承しているか。 はい いいえ

通知2 (2) 関係

① 宿泊者の出入り状況の確認

- ・ 来客の都度、玄関又は宿泊者が施設を出入りするときに必ず通過する場所（次において「玄関等」という。）に管理者が出て対応する体制であるか。

□はい □いいえ

（具体的内容：例 従業員に連絡するための呼び出しチャイム設置）

- ・ 玄関等にビデオカメラ等を設置することにより、宿泊者の出入りの状況及び宿泊者以外の者の利用がないかどうかの確認ができるか。

□はい □いいえ

（具体的内容：例 玄関にビデオカメラ設置）

- ・ ビデオカメラを設置しない場合、どのような手段で宿泊者の出入りの状況及び宿泊者以外の者の利用がないかどうかを確認するのか。

（具体的内容：）

- ・ ビデオカメラ等の映像は、宿泊者の顔が認識でき、かつ、少なくとも上半身が確認できるか。

□はい □いいえ

- ・ 管理者の待機部屋に、ビデオカメラ等の映像を常時確認できる設備があるか。

□はい □いいえ

（具体的内容：例 従業員待機部屋にモニター設備あり）

② 宿泊者の本人確認と宿泊者名簿の記載

- ・ 宿泊者と面接し、宿泊者名簿を記載する場所は決まっているか。

□はい □いいえ

（具体的場所：）

- ・ 宿泊者名簿を記載する場所には、机等、記載を行うための設備があるか。

□はい □いいえ

③ 宿泊者以外の外部への対応

- ・ 外部の者が訪問した際、管理者の連絡先は明確か。

□はい □いいえ

（具体的内容：例 住宅側入口横には管理人室がある）

通知2 (3)

① 宿泊者への鍵の引渡し

- ・ 宿泊者に鍵を引き渡す場所は決まっているか。

□はい □いいえ

（具体的場所：）

2. 同一建物内に管理者が常時待機しない場合

通知2(1)

①緊急時の客から管理者への連絡

- ・管理者への連絡手段として通話機器が設置されているか。

□はい □いいえ

注) ここでいう通話機器には、以下のものは含まれない。また、通話機器には短縮ダイヤルを設定する等の配慮があることが望ましい。

- ・宿泊者が発信の都度、費用負担しないと発信できないもの(いわゆるピンク電話等)
- ・音声通話ができないもの
- ・通話の都度、発信者又は受信者になんらかの手続が必要となるなど、通話がすぐできないもの

②管理者の緊急対応

- ・管理者は、通常どこに待機しているか。

(管理者が待機する住所: _____)

- ・管理者が営業施設に駆けつけるまでにどの程度の時間を要する見込みか。

(おおむね10分程度) 約 _____ 分程度

③宿泊者の安全確保

- ・宿泊者の安全等を確保するための方法は整理されているか。

□はい □いいえ

(具体的内容: 例 安全確保のためのマニュアルを整備済み _____)

- ・緊急時に必要な情報をあらかじめ宿泊者に確実に提示する体制になっているか。

□はい □いいえ

(具体的内容: 例 関係機関の連絡先、消火器の使用方法等が室内に明記されている。)

安全確保のためマニュアル等で整理すべき又は宿泊者に提示すべきと考えられる事項

- ・管理者の連絡先、警察、消防署、保健所等の連絡先
- ・消火器等消防設備の設置場所及び使用方法
- ・避難経路
- ・火気使用機器等、施設内の機器及び設備の使用・使用上の注意事項等

その他宿泊者に提示することが望ましいと考えられる事項

- ・ゴミの処理方法
- ・(共同住宅の場合) 建物の使用ルールがあればそのルール

④関係者による状況把握

- ・消防法令適合通知書はあるか

□はい □いいえ

(いいえの場合の代替手段: _____)

- ・主要用途をホテル・旅館とする検査済証(建築基準法)はあるか

□はい □いいえ

- ・営業施設の延べ面積が200平方メートルを超えず、かつ、上記の検査済証がない場合、建築基準法上「ホテル・旅館」の基準に適合させることが必要であることを理解し、建築士等に相談したか。また、相談記録を残したか。

はい いいえ

- ・どのような用途の検査済証もない場合、指定確認検査機関に相談したか。また、相談記録を残したか。

はい いいえ

※「既存建築物の現況調査ガイドライン」（旧「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」）

国土交通省が、既存建築ストックの有効活用を図るために策定・公表したガイドライン。改修をしようとする既存建築物について、建築士が行う現況調査の手順・方法等を解説したガイドライン。本ガイドラインに沿って調査を行ったとしても、その結果に法的な効力はない。また、費用は一般的に、通常の建築確認よりも高額となる。

- ・必要に応じて保健所が消防、防犯、建築等の関係機関に、当該施設についての情報提供を行うことを了承しているか。

はい いいえ

通知 2 (2)

ア 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施する場合

① 宿泊者の出入り状況の確認

- ・ 玄関又は宿泊者が施設を出入りするときに必ず通過する場所にビデオカメラ等を設置することにより、宿泊者の出入りの状況及び宿泊者以外の者の利用がないかどうかの確認ができるか。 はい いいえ
(カメラ等設置場所：)
- ・ ビデオカメラ等を設置しない場合、どのような手段で宿泊者の出入りの状況及び宿泊者以外の者の利用がないかどうかを確認するのか。
(具体的内容：)
- ・ ビデオカメラ等の映像は、宿泊者の顔が鮮明な画像により認識でき、かつ、少なくとも上半身が確認できるか。 はい いいえ
- ・ ビデオカメラ等の映像を常時確認できる設備があるか。 はい いいえ
(具体的内容：例 従業員待機部屋にモニター設備あり)
- ・ ビデオカメラ等の映像を確認するのは誰か。
 営業者又は従業員 その他(営業者との関係)

② 宿泊者の本人確認と宿泊者名簿の記載

- ・ 管理者が、対面又は対面と同等の手段として以下のいずれの要件にも該当する ICT を活用した方法により本人確認を行う体制が整備されているか。
 - (1) 宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること。
 - (2) 当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。 はい いいえ
(具体的体制：)
- ・ 宿泊者名簿を記載する場所は決まっているか。
 はい いいえ
(具体的場所：)
- ・ 宿泊者名簿を記載する場所には、机等、記載を行うための設備があるか。
 はい いいえ

③ 宿泊者以外の外部への対応

- ・ 建物の外部の見やすい場所に、管理者の連絡先(電話番号)が明記されているか。
 はい いいえ

イ 自動チェックイン機器等により、本人確認情報及び事前共有情報の照合並びに宿泊しようとする者の顔の録画を行う場合

①宿泊者の出入り状況の確認

- ・本人確認を受けた者に交付した鍵がなければ宿泊者専用区域に無断で出入りすることができないか。

はい いいえ

- ・宿泊者専用区域に出入りする者の顔を判別できる角度でビデオカメラ等が設置されているか。

はい いいえ

(カメラ等設置場所：)

- ・ビデオカメラ等の映像は、宿泊者の顔が鮮明な画像により認識でき、かつ、少なくとも上半身が確認できるか。

はい いいえ

- ・ビデオカメラ等の映像は録画され、必要時に確認できるか。

注) 録画した画像を1月以上保存できることが望ましい。

はい いいえ

- ・ビデオカメラ等の映像を確認するのは誰か。

営業者又は従業員 その他(営業者との関係)

②宿泊者の本人確認と宿泊者名簿の記載

- ・宿泊しようとする者が示した事前共有情報及び本人確認情報と、営業者の保有する事前共有情報及び本人確認情報を照合することができるか。

はい いいえ

- ・宿泊者が自動チェックイン機器等の操作について問合せができるような設備や体制を確保できているか。

はい いいえ

(具体的内容：)

- ・宿泊者名簿を記載する場所は決まっているか。

はい いいえ

(具体的場所：)

- ・宿泊者名簿を記載する場所には、タブレット端末等、記載を行うための設備があるか。

はい いいえ

③宿泊者以外の外部への対応

- ・建物の外部の見やすい場所に、管理者の連絡先(電話番号)が明記されているか。

はい いいえ

通知2 (3)

① 宿泊者への鍵の引渡し

- ・ 宿泊者に鍵を引き渡す場所は決まっているか。 はい いいえ
(具体的場所 :)

- ・ 宿泊者に鍵を引き渡す方法は決まっているか。 はい いいえ
(具体的方法 :)

- ・ 鍵の引渡し場所が営業施設と異なる場合、宿泊者が迷わずに営業施設に到達できるよう配慮されているか。 はい いいえ
(具体的内容 : 例 詳細な地図を渡している、従業員が宿泊者に付き添う)